

Visa デビットカード利用規定 新旧対照表

旧	新
<p>第 22 条 (消費税等の負担)</p> <p>振込手数料その他本規約に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課はデビットユーザーの負担とします。</p>	<p>第 22 条 (消費税等の負担)</p> <p>振込手数料その他本規定に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課はデビットユーザーの負担とします。</p>
<p>第 26 条 (免責)</p> <p>2. 前項のほか、当社が、本規約に定めるサービスの提供に関し、当社の責めに帰すべき事由のある場合を除き、デビットユーザーが被った損害について責任を負う場合であっても、当社の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第 26 条 (免責)</p> <p>2. 前項のほか、当社が、本規定に定めるサービスの提供に関し、当社の責めに帰すべき事由のある場合を除き、デビットユーザーが被った損害について責任を負う場合であっても、当社の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、一切責任を負わないものとします。</p>
<p>以下は、TJ カードを除くカード（以下、「プロパーカード」といいます）について、当社から貸与を受けた個人のデビットユーザーに適用されるものとします。</p>	<p>以下は、当社からカードの貸与を受けた個人のデビットユーザーに適用されるものとします。</p> <p>PayPay 株式会社が提供する各種サービスについては、「PayPay サービス利用規約」が適用され、本規定に定めのない事項および用語の定義については、上記規約ならびに当社が定める各取引規定の定めるところによるものとします。</p>
<p>第 1 条 (キャッシュバックの実施)</p> <p>1. プロパーカードでは、売買取引等に応じ、デビットユーザーの預金口座への現金付与（以下「キャッシュバック」といいます。）を、当社が実施するものとします。</p> <p>2. キャッシュバックの実施日、キャッシュバック率等は当社所定のインターネットホームページにて掲示いたします。</p> <p>3. キャッシュバックの実施日時点において、入金を制限されている場合や、本</p>	<p>第 1 条 (PayPay ポイント付与の実施)</p> <p>1. カードの利用による売買取引等に応じ、デビットユーザーの預金口座と連携された PayPay アカウントへ PayPay ポイントを、PayPay 株式会社が付与するものとします。</p> <p>2. PayPay ポイントの付与日、PayPay ポイントの付与率等は当社所定のインターネットホームページにて掲示いたします。</p> <p>3. PayPay ポイントの付与日時点において、預金口座が利用停止となっている</p>

<p>サービスを利用した売買取引等に係る債務弁済が完了していない場合等、当社が相応の事由があると判断した場合にはキャッシュバックを実施しない場合があります。</p>	<p>場合や、本サービスを利用した売買取引等に係る債務弁済が完了していない場合等、当社または PayPay 株式会社が相応の事由があると判断した場合には PayPay ポイントの付与をしない場合があります。</p> <p>4. デビットユーザーが次の各号のいずれかに該当する場合、PayPay 株式会社はデビットユーザーに対し、PayPay ポイントの付与は実施しません。</p> <p>(1) デビットユーザーの預金口座と PayPay アカウントの連携を行っていない場合</p> <p>(2) デビットユーザーの預金口座と PayPay アカウントの連携の有効期限が切れている場合</p> <p>(3) その他 PayPay ポイントを受け取ることができない状態にある場合</p>
<p>第2条 (サービスの変更・中止)</p> <p>経済情勢の変化、その他当社が相応の事由があると判断した場合、当社はキャッシュバック実施の内容および取引条件等を顧客の同意なく変更または中止できるものとします。</p>	<p>第2条 (サービスの変更・中止)</p> <p>経済情勢の変化、その他当社が相応の事由があると判断した場合、当社は PayPay ポイントの付与の内容および取引条件等を顧客の同意なく変更または中止できるものとします。</p>

提携カードに関する特約 新旧対照表

旧	新
<p>以下は、2019年9月30日までに株式会社ファミリーマート、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下、「CCC」といいます）、株式会社Tポイント・ジャパン（以下、「TPJ」といいます）と提携したカード（以下、「FTJカード」といいます）について、当社から貸与を受けたデビットユーザー（2019年9月30日以前にFTJカードを申し込み、2019年10月1日以降に当社から貸与を受けた場合も含まれます）について、適用されるものとします。なお、FTJカードは、2019年10月1日以降はCCC、TPJ（以下、「当社提携先」といいます）と提携したカード（以下、「TJカード」）として取り扱うものとします。</p>	<p>以下は、2019年9月30日までに株式会社ファミリーマート、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下、「CCC」といいます）、株式会社Tポイント・ジャパン（以下、「TPJ」といいます）と提携したカード（以下、「FTJカード」といいます）について、当社から貸与を受けたデビットユーザー（2019年9月30日以前にFTJカードを申し込み、2019年10月1日以降に当社から貸与を受けた場合も含まれます）について、適用されるものとします。なお、FTJカードは、2019年10月1日以降はCCC、TPJ（以下、「当社提携先」といいます）と提携したカード（以下、「TJカード」）として取り扱うものとします。</p> <p>TJカードは2022年8月24日をもって再発行は終了します。</p>
<p>第2条（Tポイントの付与）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. TJカードでは、売買取引等に応じたTポイントを、TPJが付与するものとします。 2. TJカードでは、売買取引等に基づくTポイントの付与は「ポイントサービス利用規約」および当社所定の条件に基づき行うものとします。 	<p>左記条項を削除</p>
<p>第3条（サービスの変更・中止）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前二条の定めにかかわらず、経済情勢の変化、当社提携先のサービスの終了、その他当社が相応の事由があると判断した場合、当社はTJカードの取り扱いやTポイント付与の内容および取引条件等を顧客の同意なく変更または中止できるものとします。 	<p>第2条（サービスの変更・中止）</p> <p>前条の定めにかかわらず、経済情勢の変化、当社提携先のサービスの終了、その他当社が相応の事由があると判断した場合、当社はTJカードの取り扱いや取引条件等を顧客の同意なく変更または中止できるものとします。</p>

カードレス Visa デビット利用規定 新旧対照表

旧	新
<p>第 19 条（消費税等の負担）</p> <p>振込手数料その他本規約に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課はデビットユーザーの負担とします。</p>	<p>第 19 条（消費税等の負担）</p> <p>振込手数料その他本規定に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課はデビットユーザーの負担とします。</p>
<p>第 22 条（免責）</p> <p>2. 前項のほか、当社が、本規約に定めるサービスの提供に関し、当社の責めに帰すべき事由のある場合を除き、デビットユーザーが被った損害について責任を負う場合であっても、当社の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第 22 条（免責）</p> <p>2. 前項のほか、当社が、本規定に定めるサービスの提供に関し、当社の責めに帰すべき事由のある場合を除き、デビットユーザーが被った損害について責任を負う場合であっても、当社の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、一切責任を負わないものとします。</p>
<p>以下は、本サービスの契約がある個人のデビットユーザーに適用されるものとします。</p>	<p>以下は、本サービスの契約がある個人のデビットユーザーに適用されるものとします。</p> <p>PayPay 株式会社が提供する各種サービスについては、「PayPay サービス利用規約」が適用され、本規定に定めのない事項および用語の定義については、上記規約ならびに当社が定める各取引規定の定めるところによるものとします。</p>
<p>第 1 条（キャッシュバックの実施）</p> <p>1. 本サービスでは、売買取引等に応じ、デビットユーザーの預金口座への現金付与（以下「キャッシュバック」といいます。）を、当社が実施するものとします。</p> <p>2. キャッシュバックの実施日、キャッシュバック率等は当社所定のインターネットホームページにて掲示いたします。</p> <p>3. キャッシュバックの実施日時点において、入金を制限されている場合や、本</p>	<p>第 1 条（PayPay ポイント付与の実施）</p> <p>1. 本サービスの利用による売買取引等に応じ、デビットユーザーの預金口座と連携された PayPay アカウントへ PayPay ポイントを、PayPay 株式会社が付与するものとします。</p> <p>2. PayPay ポイントの付与日、PayPay ポイントの付与率等は当社所定のインターネットホームページにて掲示いたします。</p> <p>3. PayPay ポイントの付与日時点において、預金口座が利用停止となっている</p>

<p>サービスを利用した売買取引等に係る債務弁済が完了していない場合等、当社が相応の事由があると判断した場合にはキャッシュバックを実施しない場合があります。</p>	<p>場合や、本サービスを利用した売買取引等に係る債務弁済が完了していない場合等、当社または PayPay 株式会社が相応の事由があると判断した場合には PayPay ポイントの付与をしない場合があります。</p> <p>4. デビットユーザーが次の各号のいずれかに該当する場合、PayPay 株式会社はデビットユーザーに対し、PayPay ポイントの付与は実施しません。</p> <p>(1) デビットユーザーの預金口座と PayPay アカウントの連携を行っていない場合</p> <p>(2) デビットユーザーの預金口座と PayPay アカウントの連携の有効期限が切れている場合</p> <p>(3) その他 PayPay ポイントを受け取ることができない状態にある場合</p>
<p>第2条 (サービスの変更・中止)</p> <p>経済情勢の変化、その他当社が相応の事由があると判断した場合、当社はキャッシュバックの実施の内容および取引条件等を顧客の同意なく変更または中止できるものとします。</p>	<p>第2条 (サービスの変更・中止)</p> <p>経済情勢の変化、その他当社が相応の事由があると判断した場合、当社は PayPay ポイントの付与の内容および取引条件等を顧客の同意なく変更または中止できるものとします。</p>

職域サービス利用特約（サービス対象企業等：キャリアリンク株式会社） 新旧対照表

旧	新
<p>第3条（職域サービスの内容）</p> <p>当社は、第1条にて定めるサービス対象企業等に所属する役職員及び派遣先労働者のうち、Tカード機能付き Visa デビットカード、または、Visa デビット付キャッシュカードの発行を受けた者に、以下の優遇措置を講じるものとします。</p> <p>(1) インターネットによる他行宛振込手数料（税込）の免除（月1回）</p> <p>(2) 提携 ATM（但し、ゆうちょ ATM を除きます）入出金手数料（税込）相当額の免除（月2回）</p>	<p>第3条（職域サービスの内容）</p> <p>当社は、第1条にて定めるサービス対象企業等に所属する役職員及び派遣先労働者のうち、Visa デビット付キャッシュカードの発行を受けた者に、以下の優遇措置を講じるものとします。</p> <p>(1) インターネットによる他行宛振込手数料（税込）の免除（月1回）</p> <p>(2) 提携 ATM（但し、ゆうちょ ATM を除きます）入出金手数料（税込）相当額の免除（月2回）</p>

職域サービス利用特約（サービス対象企業等：株式会社ファミリーマート） 新旧対照表

旧	新
<p>第3条（職域サービスの内容）</p> <p>当社は、第1条にて定めるサービス対象企業等に所属する役職員及び派遣先労働者のうち、Tカード機能付き Visa デビットカード、または、Visa デビット付キャッシュカードの発行を受けた者に、以下の優遇措置を講じるものとします。</p> <p>(1) インターネットによる他行宛振込手数料（税込）の免除（月1回）</p> <p>(2) 提携 ATM（但し、ゆうちょ ATM を除きます）入出金手数料（税込）相当額の免除（月2回）</p>	<p>第3条（職域サービスの内容）</p> <p>当社は、第1条にて定めるサービス対象企業等に所属する役職員及び派遣先労働者のうち、Visa デビット付キャッシュカードの発行を受けた者に、以下の優遇措置を講じるものとします。</p> <p>(1) インターネットによる他行宛振込手数料（税込）の免除（月1回）</p> <p>(2) 提携 ATM（但し、ゆうちょ ATM を除きます）入出金手数料（税込）相当額の免除（月2回）</p>

職域サービス利用特約（サービス対象企業等：株式会社ファミマ・リテール・サービス） 新旧対照表

旧	新
<p>第3条（職域サービスの内容）</p> <p>当社は、第1条にて定めるサービス対象企業等に所属する役職員及び派遣先労働者のうち、Tカード機能付き Visa デビットカード、または、Visa デビット付キャッシュカードの発行を受けた者に、以下の優遇措置を講じるものとします。</p> <p>（1）インターネットによる他行宛振込手数料（税込）の免除（月1回）</p> <p>（2）提携 ATM（但し、ゆうちょ ATM を除きます）入出金手数料（税込）相当額の免除（月2回）</p>	<p>第3条（職域サービスの内容）</p> <p>当社は、第1条にて定めるサービス対象企業等に所属する役職員及び派遣先労働者のうち、Visa デビット付キャッシュカードの発行を受けた者に、以下の優遇措置を講じるものとします。</p> <p>（1）インターネットによる他行宛振込手数料（税込）の免除（月1回）</p> <p>（2）提携 ATM（但し、ゆうちょ ATM を除きます）入出金手数料（税込）相当額の免除（月2回）</p>